

## JAB RL331:2013 (案) に対するコメント

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 × : 不採用)
1	岸本勇夫	6.1.1		G?	ILAC P10:2013 への対応が行われていません。 すなわち、ILAC P10の page 7 of 10において、 In the situation where 3a) or 3b) applies, this is not the case, so these routes should only be applicable when 1) or 2) are not possible for a particular calibration.と書かれています。RL331案においては、a)CIPM MRA附属書C登録 (ILAC P10の1)に相当) 及びc)ILAC MRA, APLAC MRA(ILAC P10の2)に相当) と、b), d),e),f)が同等の扱いとなっています。	ILAC P10 への適切な対応が必要と考えます。	ご指摘いただいた内容は、a)、b)、c)と d)、e)、f)の二組に分けて記述しておりますように、選択の順番の差についてはこれまで運用の中で配慮しておりましたが、下記の一文の追記を行い、より紛れがないようにします。  “ d)、e)は、a)、b)、c)が困難な場合に限る。”  b)については、スモール jcss を配慮したもので、これまで JAB における認定で採用した実績はありませんが、スモール jcss 校正は我が国が計量法で供給する最上位に匹敵する測定標準と考えており、当然ですがトレーサビリティソースとなり得ると考えています。
2	岸本勇夫	6.1.1		G?	トレーサビリティソース		

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 × : 不採用)
					<p>としての d)のうち「a)の機能が、これと同じ範囲で行う一般校正等」は、無意味だと思います。</p> <p>すなわち、a)と同じ範囲で行う校正ということは、a)そのものです。</p> <p>もし、a)と測定範囲は同じだが、附属書 C に登録されているものよりも、不確かさを小さく出している校正証明書を念頭に置くならば、a)のところの記述で、「附属書 C に登録された校正測定能力の範囲で行う校正」とし、d)のところは、「a)と同一の測定範囲であって、不確かさの小さいもの」とすべきかと思えます。でも、それを認めては良くないような気がします。</p> <p>もし、書く必要があるとすれば、「NMI が行うもので、CIPM MRA の附属書 C に登録された校正測定能力に関連しており、技術的には、それより容易なもの」</p>		<p>本件についてもコメント 1 に対する対応において追加した一文で明瞭になると考えます。やむを得ない場合への対応とお考えください。</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					を認めては良いと思いますが。		
3	岸本勇夫	9章		G?	ILAC P10:2013 への対応が行われていません。 ILAC P10 の第 4 章に対する対応が行われていません。	ILAC P10:2013 への対応が必要だと思います。	標準物質については ILAC P10:2013 は JIS Q 17025 との対応が不明確な点が残されています。そこで、JAB では分野ごとに指針を作成して対応していました。本指針においても 9 章 2) を次のように修正します。  2) 本協会が承認する認証標準物質等  また、NMIJ による外部機関標準物質公表制度を含む注は削除しました。
4	岸本勇夫	全般		G?	「校正等」の「等」がどこにも定義されていません。 ILAC P10 では、4 章の標準物質を除き、Calibration しか出てこないと思います。 言い換えれば、 Metrological traceability と言った場合、通常は calibration を考えるのに、何故「等」が付いているのでしょうか？	ご検討よろしく申し上げます。	× 6.1.1 の最初に、「校正等」の「等」については、「ここに、校正等とは、校正及び標準物質の値付けをさす」とあります。記述される多くの箇所では、確かに「等」は不要であり、読みにくくもしているようにも考えますが、測定標準として標準物質が用いられる場合を想定するもので、必要となる場合があるかと思えますので、今回は現状のままにします。
5	KMTL 品質保証部 川崎至康	6	14 ~ 18	T	「標準不確かさ」と「合成標準不確かさ」の対象が不明確なため、規定内容が読み取りづらいと思います。	添付資料を参照願います。	× “ある設備が測定対象量に与える標準不確かさ” > “0.3 x 合成標準不確かさ” についての表現は読み取れると考えますので

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
							修正は必要がないと考えます。
6	KMTL 品 質保証部 川崎 至康	附属書 B 例1		E	「参照標準」は「常用参照標準器」の表現の方が適切ではないでしょうか？	「参照標準」を「常用参照標準器」に変更	× 「参照標準」は JIS Q 17025 に用いられる用語で、RL331 も基本的にはそれに沿っています。VIM の Reference Standard の和訳として JIS/TS で「常用参照標準」が用いられ、それを本文書の用語に記述したために、日本語としての統一が取れなくなっていることは認識しております。修正が必要かどうかも含めて、今後の課題としたいと考えています。
7	KMTL 品 質保証部 川崎 至康	附属書 B 例2		E	「最大荷重」は「最大試験力」の表現の方が適切ではないでしょうか？	「最大荷重」を「最大試験力」に変更	ご提案通りに修正します。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。